

# REPORT IV

## 企業年金法における受託者責任規制の在り方 - 機能を特化した基金の活用と加入者訴権の導入 -

保険研究部門 土浪 修

### 1. はじめに

97年度から検討されてきた企業年金法<sup>(注1)</sup>が、いよいよ通常国会で制定される見込みである。厚生年金基金や適格年金といった企業年金が老後の所得保障機能を果たせるよう、加入者や受給者を保護する適切なルール作りが期待される。

本稿では、企業年金法における受託者責任規制の在り方を、企業年金の複数の機能を整理した上で、基金型・契約型といった運営方式別に主要な論点について検討する。

昨年末に大蔵・厚生・労働・通産・金融の5省庁（当時）が公表した企業年金法の概要（以下、5省庁案という）には、受給権保護策として、積立基準、情報開示と並んで、次のように記されている。

#### 受託者責任

加入者等の受給権保護を図る観点から、事業主等企業年金の管理・運営に関わる者について、加入者等に対する忠実義務、分散投資義務などの責任を規定するとともに、利益相反行為の禁止などの行為準則を明確化する。

受託者責任（fiduciary duty）は、英米の信託法に起源を有する概念で、その眼目は「裁量を認めながら濫用を防止する」<sup>(注2)</sup> ことにある。

信託受託者（trustee）に限らず、他人の信託を得て一定の任務を遂行する者（fiduciary、受託者）は、相手方の利益を図るために行動する高度の義務を負うとされる。具体的には、専ら相手方の利益を図るべき忠実義務、適切な注意を払うべき注意義務、情報提供義務等である。

近年わが国でも、企業年金をはじめ、他人のための（他人がリスクを負う）資産運用の場面で、受託者責任が強く意識されるようになった。

### 2. 企業年金における受託者責任の位置付け

まず、企業年金の機能を三つに整理し、受託者責任との関係を確認しておこう。

#### (1) 賃金の後払い（給付設計）

企業年金（広くは、退職一時金を含む退職給付）は将来の支払約束（賃金の後払い）であり、賃金や労働時間と同様、労働条件の一つである。したがって、その内容（給付設計）は、労働者と使用者（以下、事業主という）の交渉を経て、労働契約（就業規則や労働協約による場合を含む）によって定めるべきものである。ただし、企業年金は任意の制度とはいえ、公正等の観点から、受給権付与等について最低基準を法定することが必要である<sup>(注3)</sup>（税制の観点は省略）

事業主の義務は、約束した時期に約束した金

額を支払うことであり、基本的には受託者責任の問題は生じない。

#### (2) 支払原資の保全または社外積立

将来の支払約束である企業年金には、事業主の経営悪化・倒産による支払不能の恐れがある。企業年金の役割の重要性を踏まえれば、その支払確保のために、法律で、約束した給付に見合う資産の保全または社外積立を事業主に義務づけることが適当である（支払保証制度も考えられるが、モラル・ハザード等、課題が多い）。

保全措置としては、事業主が所有する不動産や有価証券への担保設定・信託等があり、社外積立には、年金資金の運用や給付を行う外部機関への掛金の拠出がある。支払資金の確保や円滑な給付の面で、後者が優っている。

事業主の義務は、法律で定められた方法・金額による保全または社外積立であり、ここでも受託者責任は問題とならない。

義務の履行を確保するためには、少額の罰金で担保される取締規定では不十分である。監督官庁や企業年金の加入者等（受給者を含む）が事業主に対して保全または社外積立を強制できる仕組みが必要である。ただ、事業主の倒産を招きかねない場合には、現役加入者と受給者の利害対立はあるが、一定の猶予も必要だろう。

#### (3) 積立金の管理・運用

積立金の管理・運用とは、具体的には、積立金の運用方針（運用の目標や資産構成割合等）の策定とそれに基づく信託・生保・投資顧問への委託運用が中心となるが、自家運用（厚生年金基金では限定的に可能）も含まれる。

積立金は約束した給付の支払いを目的とする財産であり、その利益を享受すべき者、実質的な所有者は企業年金の加入者等である。積立金の管理・運用は、不確実な経済・投資環境の中で専門的な裁量の行使を伴う行為である。ここ

において、加入者等の利益が図られるよう「裁量を認めながら濫用を防止する」、すなわち受託者責任の明確化が求められる（企業年金制度の管理・運営にも同様の場面があるが省略）。

したがって、法律により、積立金の管理・運用権限を有する者を明確化し、その者に義務や責任を課することが必要である。

積立金の管理・運用に関する受託者責任は、基本的には、加入者等に対する私法上の義務と位置づけられる。また、監督官庁が取締対象としてその実効性を確保することも必要である。

図表 - 1 企業年金の機能（社外積立を行う場合）

機能	義務の主体	義務の決定方法
資金の後払い（給付設計）	労働者（労働）と事業主（年金）	当事者の契約 最低基準を法定
社外積立	事業主	方法・金額を法定
積立金の管理・運用	積立金の管理・運用権限を与えられた者	主体・義務・責任を法定 = 受託者責任

なお、確定給付型の企業年金では、給付される金額は運用の結果とは無関係であり、事業主が運用リスクを負っているといわれる。しかし社外積立は、長期的な観点から事業主の倒産等に備えた、後払賃金の支払確保手段である。完全な支払保証制度がある場合は格別、事業主から分離された目的財産の管理・運用は、加入者等の利益の観点から行われるべきである。

#### (4) 企業年金の運営方式

5省庁案は企業年金の運営方式を、現在の厚生年金基金のほか、新設される基金方式と契約方式の3類型に限り、適格年金は経過期間内に他の方式への移行が求められる。

基金方式は、厚生年金基金から公的年金の代行機能を除いたもので、事業主とは別法人である基金を設立し、基金が積立金の管理・運用、給付を行う。契約方式では、労使が合意した年金規約に基づいて、事業主が信託・生保等と契約を結び、実際の資産運用や給付を委託する。現在の適格年金と同様の方式だが、積立基準、

受託者責任等の規制が強化される。

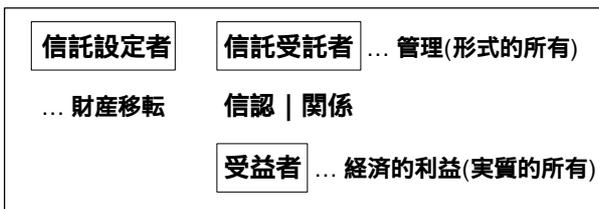
以下では、厚生年金基金と基金方式を「基金型」、適格年金と契約方式を「契約型」と称する<sup>(注4)</sup>。なお、(3)で述べた積立金の管理・運用機能は、基金型では基金が、契約型では事業主が有している。

### 3. 英米の企業年金法における受託者責任

#### (1) 英米の企業年金と信託

英米では信託が社会に広く根づいており、税制上の要件もあり、企業年金の積立に信託が利用されてきた(事業主自身が信託受託者に就任することも可能)。信託の利用により、積立金を事業主から分離して倒産から隔離し、資産を管理・運用する者(信託受託者)に信託法に基づく義務を課することが可能となる。

図表 - 2 信託の仕組み



ただ、恩恵的な財産移転を原型とする信託法は、原則として任意規定であるなど、年金資産の流用や不適切な投資に対して必ずしも十分な防壁とならなかった。英米の企業年金法における受託者責任の規制は、信託法を基礎としつつ、数々の不祥事を契機として、積立金を管理・運用する者の義務や責任を強化したものである。

#### (2) 米国のエリサ法

米国では1974年に、企業年金の加入者保護を図る包括的な連邦法としてエリサ法が制定された。エリサ法制定以前は、事業主や労組幹部による年金資産の不正使用や着服も少なくなかった。このような事態から加入者等を守るために、エリサ法は義務の主体となる「受託者」を広く定義し、免責不能の義務を課した。

- ・年金制度の規定に、年金制度の管理権限を有する指名受託者を明記する
- ・年金資産は信託する(生保契約を除く)
- ・年金資産の投資権限は、制度規定に従い、指名受託者、信託受託者または年金制度から委託された運用機関のいずれかが有する
- ・上記の者を含めて、年金制度の管理や投資に裁量的な権限を有しまたは行使する者、一定の投資助言をなす者は、「受託者」である
- ・受託者は加入者等に対して、忠実義務、注意義務、分散投資義務等を負い、一定の利益相反取引を禁止される
- ・義務に違反した受託者に対して、他の受託者や加入者等のほか、所管官庁たる労働省が責任追及の民事訴訟を起こすことができる
- ・弁護士、会計士、年金数理人、コンサルタント等の助言者は原則として受託者ではない<sup>(注5)</sup>

エリサ法は、受託者を機能的に定義するなど受託者責任の枠組を抽象的に規定しており、柔軟性に富む反面、条文の解釈を巡る裁判も多い。

#### (3) 英国の1995年年金法

英国には企業年金に関する包括的な法律はなく、複数の法律が適用される。年金資産の大規模な流用が発覚したマックスウェル事件(91年)を契機として、1995年年金法が制定された。

- ・信託受託者の3分の1を加入者が選任する
- ・投資に関する注意義務は免責できない
- ・投資権限は信託受託者に属するが、金融サービス法の認可を得た運用機関への委託が可能(自ら投資する場合には認可業者が後見)
- ・投資の分散と適合性を考慮する
- ・信託受託者は、金融専門家の助言と事業主との相談を経て、投資方針を策定する
- ・信託受託者は年金数理人や監査人を選任、彼らは信託受託者の不行跡を監督官庁に通報

米国と比べると、具体的で実際的な規定が多い。例えば、加入者が選任した信託受託者が教育を受けるための有給休暇も規定されている。

#### 4. 「基金型」における受託者責任

##### (1) 厚生年金基金の受託者責任規制の現状

厚生年金基金は事業主と加入者を構成員とする公的な社団法人である。議決機関である代議員会と執行機関である理事が置かれる。

株式会社の取締役に対応する理事は、基金と委任関係にあることから善管注意義務を負い（民法の類推適用）、厚生年金保険法には、積立金の管理・運用に関して、忠実義務や一定の利益相反行為の禁止が規定されている。なお、基金の義務として規定される、安全かつ効率的な資産運用、運用の基本方針の作成、運用機関に対するガイドラインの提示等も、理事が担う。

義務に違反した理事は、民法に従い、委任関係にある基金に対しては債務不履行責任を、その他の者に対しては不法行為責任を負う<sup>(注6)</sup>。また、厚生年金保険法に、積立金の管理・運用に関して、理事の連帯責任等が規定されている。

##### (2) 受託者責任の受け皿としての基金、理事

近年、運用規制の緩和と並行して、理事の役割を具体的に示した「受託者責任ガイドライン」（年金局長通知、97年）が制定されるなど、理事の受託者責任の明確化・具体化が進んだ。

これは、監督官庁や厚生年金基金（の連合体）の努力が大きい、厚生年金基金の仕組みによるところも見逃せない。つまり、事業主とは別法人たる基金とその役員たる理事が、加入者等の利益を図るべき独立主体として、英米における信託と信託受託者に類する受託者責任の「受け皿」の役割を担うこととなった。そして、理事の善管注意義務や忠実義務の「解釈」という形で、エリサ法も参考にした受託者責任の考え方が取り込まれていったのである。

##### (3) 基金型における受託者責任規制の在り方

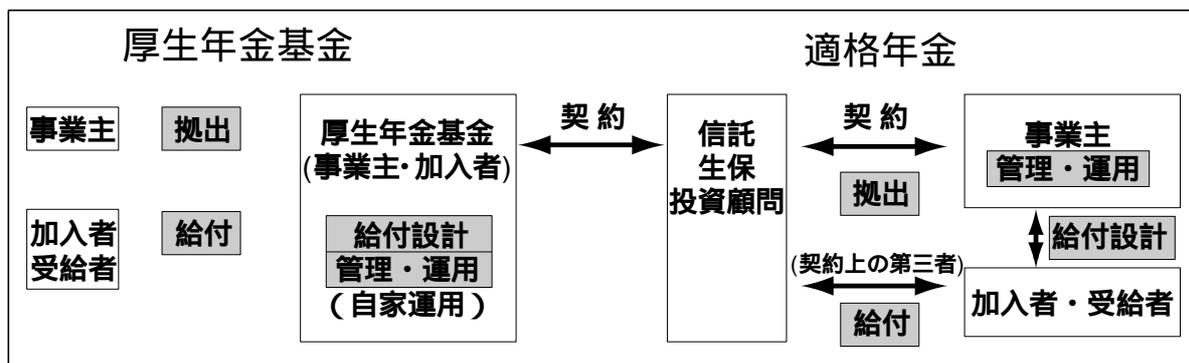
基金型における受託者責任の規制は、基本的には厚生年金基金に準じればよい。ただし、基金の機能や構成の見直しが必要である。

##### 基金型の機能と社団構成の再検討

厚生年金基金では、加入資格や給付を労使同数からなる代議員会が規約として定めており、前述の給付設計機能を取り込んでいる（ただし、当初の規約は労使合意（一定の加入者や労働組合の同意）のもとで事業主が定める。また、法律上の要件ではないが、給付設計の減額改定に際しても別途労使合意が求められる）

しかし、企業年金の給付設計という労働条件を労使同数の代議員会で定めるといふ「民主的決定」は、フィクションにすぎないように思われる。給付設計は基金外部で労働契約により定めれば足りるはずである<sup>(注7)</sup>。また、賃金等では求められない

図表 - 3 厚生年金基金と適格年金の比較（イメージ）



特別の労使合意が必要か否かも検討を要する。

したがって、基金から「給付設計」を分離し、基金の機能を「積立金の管理・運用」(及び「給付」)に特化させることが適当である。

同時に、組織も財団構成とすれば、代議員会(形骸化との批判もある)の廃止等、基金の運営も簡素化できる。その場合、加入者等の参画や監視の場を維持する観点から、理事会を制度化し、加入者(さらには受給者)が選出する理事を置くことを義務づけることも考えられる。

義務の主体

法人形態をとる基金型では、受託者責任を負うのは、その役員たる理事である。

義務の内容と相手方

基金型の理事の義務の内容は、厚生年金基金と同様でよい。ただし、忠実義務の対象となる業務をあえて限定する必要はないし、善管注意義務も明記したほうが分かりやすい<sup>(注8)</sup>。

前述の年金局長のガイドラインは理事の忠実義務を「理事は…もっぱら加入員等の利益を考慮すべき」と説明しており、5省庁案は「加入者等に対する義務」を想定しているようにも窺える。基金という法人形態を利用する場合には、理事は基金に対して義務を負うと規定しつつ、その内容を上記のように理解すれば足りよう。

ちなみに、厚生年金基金の理事が基金の解散や給付引下げを進めることは、「加入者等に対する忠実義務」に反するであろうか。米国労働省は、「年金制度の設立・廃止・制度設計といった設定者(settlor、わが国の信託では委託者)機能は、年金制度の管理というよりは組成に関わる活動であり、エリサ法の受託者責任の対象外である」と述べている<sup>(注9)</sup>。給付設計機能は受託者責任には馴染まない。基金の機能の特化(純化)が求められるゆえんである。

義務違反の責任追及

理事の義務違反の責任追及主体は、基本的には委任者たる基金である。監督官庁には検査・命令・処罰等の機能発揮が期待される。

これに加えて、株式会社の株主代表訴訟のように、加入者等が基金に代わって理事の責任を追及する制度(加入者等の訴権)の導入が必要である。情報開示の充実と合わせて、加入者等の監視機能に期待するものである。また、義務違反が原因で掛金を追加拠出した事業主が理事の責任を追及すること(事業主に対する損害賠償の支払い)も認めてよかろう。ただし、理事には広い裁量が認められること、理事は結果責任を負うものではないことを銘記すべきである。

## 5. 「契約型」における受託者責任

### (1) 適格年金の受託者責任規制の現状

適格年金は法人税法を根拠とする税制上の措置と位置づけられており、受託者責任に関する明示的な規定はない。事業主が運用機関との契約等に際して、加入者等に対して受託者責任を負うと解することは、一般には困難であろう。

### (2) 契約型における受託者責任規制の在り方

受託者責任の明確化の必要性

適格年金においては監督官庁や「受け皿」が無いこともあり、受託者責任に関する意識は希薄であった。しかし事業主は、制度上、厚生年金基金(の理事)と同様の裁量を有しており、加入者等の利益のために積立金の管理・運用を行うことを明確化し、規律付ける必要は大きい。

契約型の受託者責任は、英米の信託やわが国の基金型のように一定の仕組みを利用することから義務が随伴するというよりは、企業年金法により義務を創設することになる(内在する義務の再確認との説明も不可能ではないが)。

義務の主体

事業主が運用機関との契約(選任・管理)主

体になるという契約型の仕組み上、積立金の管理・運用に関する義務の担い手は事業主となる。

しかし、積立金の管理・運用は、給付設計や社外積立のような事業主固有の機能、義務とは異質の「加入者等の利益のための資産運用」である。したがって、事業主を義務主体として事業主内部の役職員の権限分配により積立金の管理・運用を行うことは、その趣旨を不明確にし、利益相反（事業主と加入者等の利益の衝突）防止の観点からも問題が多い。事業主とともに上記の役職員を加入者等に対する義務主体とすることも考えられるが、当事者の規範意識等に照らして現実的な解決法とは思えない<sup>(注10)</sup>。

そこで、裁量が特に大きい自家運用を行う場合はもちろん、もっぱら委託運用を行う場合にも一定規模以上の企業年金には、独立した管理・運用主体を確保するべく、基金型の採用を義務づけることが適当だろう。その場合、前述の、「給付設計」を除外して「積立金の管理・運用」に特化した基金が活用できる。また、適格年金と同様、「給付」も信託・生保に委託すればよい。基金が隠れ蓑となつてはならないが、事業主と基金の機能分離は事業主の法令遵守や訴訟リスクの軽減にも便宜なはずである。

なお、小規模の企業年金で契約型を用いる場合には、積立金の管理・運用業務を統括する主体（企業年金管理者等）や加入者等の代表も含めた諮問機関（企業年金管理委員会等）の設置を義務づけることが適当であろう。

義務の内容と相手方

事業主に対して、積立金の管理・運用に関して、基金型の理事と同様の義務（基金の義務であつて理事が担うものを含む）を法定する。

義務の相手方は、加入者等である。

義務違反の責任追及

基金型と同様に、加入者等が義務に違反（役

職員の行為を含む）した事業主の責任を追及する制度を導入する必要がある。

## 6. おわりに

企業年金は任意の制度であり、過度の規制はその普及を阻害しかねないが、他方、加入者等を保護するための最低限のルールは必要である。積立金の管理・運用は他人のための資産運用であり、それにふさわしい仕組みを整備することが求められる。

英米が信託や受託者の機能的な定義を活用してきたのに対して、わが国は厚生年金基金の仕組みを用いて、企業年金の受託者責任の明確化・具体化を進めてきた。企業年金の加入者等を保護するために、公的年金の代行の受け皿として創設された基金を、必要な機能に特化した上で、企業年金の受託者責任の受け皿として引き続き活用してはどうであろうか。

- 
- (注1) 使用者があらかじめ将来の給付を約束する確定給付型の企業年金が対象。なお、確定拠出年金法案が昨年11月の臨時国会に再提出され、継続審議となった。
  - (注2) 樋口範雄「フィデューシャリー [ 信託 ] の時代」(有斐閣、99年) 101頁。
  - (注3) 5省庁案が受給権付与基準等を欠いている点について、「『企業年金の受給権保護を図る制度』(企業年金法案案)に欠けているもの」(ニッセイ年金ストラテジー2001年1月号、<http://www.nli-research.co.jp/>)を参照。
  - (注4) 給付を受ける地位は、基金型では基金の構成員となることにより、契約型では契約上の受益者・保険金受取人となることにより生じるが、その基礎に労働契約が存在する(べき)ことを忘れてはならない。
  - (注5) 受託者でない者の責任については、拙稿「企業年金の投資の責任を追及する民事訴訟における被告の範囲」(ジュリスト1193号(2001.2.1))を参照。
  - (注6) 理事が基金の解散に向けて行動することは国家賠償法上の公権力の行使に該当し、理事個人の不法行為責任の追及はできないとされる(日本紡績業基金事件、98.6.17大阪地裁堺支部判決、労働判例751号(99.3.1))。
  - (注7) 複数の事業主が企業年金を設立する場合、基金が給付設計機能を担うことは便宜であるが不可欠ではなからう。
  - (注8) 投資信託及び投資法人に関する法律は、投資信託委託会社の忠実義務と注意義務を並列して規定している。
  - (注9) BNA Pension & Benefits Reporter, 86.3.17. なお、企業の役員が年金制度の受託者を兼ねる場合、加入者に対する受託者責任を問われるは、役員としての行為ではなく、年金制度の受託者としての行為についてである。
  - (注10) 米国のエリサ法は、「指名受託者」を制度化するとともに、実際に果たしている機能に着目して義務主体たる受託者を定義しており、参考になる。ただし、年金資産は生保契約を除いて信託されること、信託やfiduciaryに関する法理が定着し、労働省が訴える場合を含めて多くの裁判による責任追及によってそのような仕組みが実際に機能していることに留意すべきである。